

森づくりマスコットキャラクター「もりりん」貸出規程

1 目的

おおいた森づくり税を広くPRするとともに、県民みんなで取り組む森づくりを進めるために作製した森づくりマスコットキャラクター「もりりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

2 貸出対象物品

貸出の対象については、別表に掲げる物品とする。

3 貸出対象者

県、県内の各市町村及び各種団体、その他適当と認める者とする。

4 貸出の対象となる行事

次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア おおいた森づくり税を広くPRする内容を含むもの。

イ 県民みんなで取り組む森づくりについて県民の理解や関心が高まる内容を含むもの。

5 申請及び承認

(1) 着ぐるみの貸出を希望する者は（以下「借受者」という。）は、借受申請書（様式1）を大分県森との共生推進室長（以下「貸出者」という。）あて提出するか、次に掲げる事項を主管課の指定する方法により明示することによって申請するものとする。

① 借受者に関する次の事項

ア 氏名（法人の場合は、法人の名称並びに代表者及び担当者の氏名）

イ 住所

ウ 電話番号

エ メールアドレス

②着ぐるみ使用予定日

③着ぐるみの借り受け希望期間

④使用する行事（イベント）名

⑤使用内容

⑥借り受けを希望する着ぐるみの種類（別表に示す、1号または2号から選択する。）

⑦前各号に掲げるほか、主管課が指定する事項

また、同時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(2) 貸出者は、前項による申請が適当と認めるときは、使用承認書（様式2）をもって承認を行い、借受者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。

(3) 貸出に伴う受取及び返却は借受者が行うものとする。

6 貸出条件

- (1) 借受者は、着ぐるみを使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (3) 借受者は、着ぐるみ着用等については、着ぐるみ（1号）の場合は別紙1、着ぐるみ（2号）の場合は別紙2の事項を遵守すること。
- (4) 借受者は貸出期間中において着ぐるみを破損・汚損した場合は、修繕費用等に要する経費は借受者が負担するものとする。
- (5) (1)～(4)以外で不明の事項については貸出者と協議すること。

7 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

8 貸出料金

貸出料金は無料とする。

附則

- 1 この規程は令和5年7月14日から適用する。
- 2 この規定は令和8年4月17日から適用する。

別 表

物 品 名	仕 様 等	貸出可能数量
もりりん着ぐるみ (1号)	<ul style="list-style-type: none">・着用者の想定身長175cm以下・ファンユニットなし・運搬用キャリアーなし・チラシ配り等、簡単な手作業が可能・「しいたけもりりん」への換装が可能	1 体
もりりん着ぐるみ (2号)	<ul style="list-style-type: none">・着用者の想定身長165cm以下・ファンユニット (送風機)・バッテリー 2 個 (予備分含む、1 個につき90分程度稼働)・充電器 (充電時間 4 時間以内)・折りたたみ簡易キャリアー附属・チラシ配り等、手作業は不可・「しいたけもりりん」への換装は不可	1 体

別紙 1

着ぐるみ（1号）着用等に関する事項

- 1 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等の着用をすること。
- 2 雨天時は、屋外など濡れたり汚れたりすることが予想される場所で使用しないこと。
- 3 もりりんのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 4 着ぐるみを着用すると視界が狭くなるので、安全対策のため必ず補助者をつけること。
- 5 着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をとること。
- 6 使用直後に、消臭スプレー等を使用し、手袋、ズボンは裏返しにして、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 7 着ぐるみが型くずれしないように、置き方には十分注意すること。

別紙 2

着ぐるみ（2号）着用等に関する事項

- 1 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等の着用をすること。
- 2 雨天時は、屋外など濡れたり汚れたりすることが予想される場所で使用しないこと。
- 3 もりりんのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 4 着ぐるみを着用すると視界が狭くなるので、安全対策のため必ず補助者をつけること。
- 5 借受後はファンユニットのバッテリー残量を確認し、必要に応じて使用前に充電しておくこと。
- 6 着ぐるみが型くずれしないように、置き方には十分注意すること。

様式 1

もりりんの着ぐるみ借受申請書

〇〇 年 月 日

大分県農林水産部
森との共生推進室長 殿

住所
氏名

下記行事に（イベント）において、もりりんの着ぐるみを使用したいので森づくりマスコットキャラクター「もりりん」貸出規程第5の1によりの貸出の申請をします。

記

- 1 実施日時
- 2 行事（イベント）名・場所
- 3 使用内容
- 4 借受対象物品
- 5 借受期間
- 6 連絡先

※ 「4 借受対象物品」には、設定身長や使用目的を考慮して、着ぐるみ（1号）と着ぐるみ（2号）のいずれか借受を希望するほうを記入

もりりんの着ぐるみ使用承認書

森 共 第 号
〇〇 年 月 日

殿

大分県農林水産部
森との共生推進室長

〇〇 年 月 日付けの申請につきましては、森づくりマスコットキャラクター「もりりん」貸出規程第5の1により承認します。

記

1 該当行事名

2 貸出対象物品

3 貸出期間

〇〇 年 月 日 () ~ 〇〇 年 月 日 ()

4 貸出条件

- (1) 借受者は、着ぐるみを使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (3) 借受者は、着ぐるみ着用等については、着ぐるみ（1号）の場合は別紙1、着ぐるみ（2号）の場合は別紙2の事項を遵守すること。
- (4) 借受者は貸出期間中において着ぐるみを破損・汚損した場合は、修繕費用等に要する経費は借受者が負担するものとする。
- (5) (1) ~ (4) 以外で不明の事項については貸出者と協議すること。

5 その他留意事項

- (1) 県民みんなで森づくりを進めるマスコットであることを紹介すること。
- (2) 行事終了後、活動写真を2~3枚程度デジタルデータで提出すること。

(写真データ送付先)

森との共生推進室 △△ (内線△△△△)

E-mail:*****-*****@pref.oita.lg.jp